

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会理事会運営規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会定款（以下、「定款」という。）第26条の規定に基づき、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会（以下、「本法人」という。）の理事会の適法かつ適切な運営を図るため、必要な事項を定める。

（理事会の種類）

第2条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、定款第26条1項に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。

（理事会の構成）

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（関係者の出席）

第4条 理事会が必要と認めたときは、理事及び監事以外で議事に関係する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

第2章 理事会の招集

（招集者）

第5条 理事会は理事長が招集する。但し、定款第26条第1項第2号及び第3号により理事が招集する場合並びに監事が招集する場合を除く。

第6条 理事長は、理事会を招集するとき、理事及び監事に対し、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、理事長は、電磁的方法により理事会を招集することができる。
- 3 第1項及び第2項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続きを経ることなく理事会を招集することができる。

第3章 理事会の議事

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が理事会に欠席したときは、出席した副理事長、事務局長又は業務執行理事の中から互選された者がこれに当たる。

3 定款第15条に定める代議員総会での理事選任決議後の最初の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議事項)

第9条 理事会は、以下に掲げる事項について審議、決議する。

- (1) 本法人の運営にかかる基本方針の決定
- (2) 定款第4条に定める本法人の事業計画及び収支予算計画書の決定
- (3) 理事長、副理事長、業務執行担当理事及び事務局長の選任及び解任
- (4) 理事の職務の執行の監督、並びに理事の取引の承認
- (5) 特定寄附の募集の決定
- (6) 定款第13条に定める代議員総会の日時及び場所ならびに目的である事項の決定
- (7) 本法人の定款及び諸規程の制定ならびに変更又は廃止
- (8) 本法人の委員会の設置及び解散、並びに委員会委員の選任及び解任
- (9) 重要な財産の処分及び譲受、又は多額の借財の決定
- (10) 重要な事業にかかる契約の締結、解除、変更、並びに争訟の処理
- (11) 本法人の名誉会員の推薦、並びに賛助会員の入会の決定
- (12) 重要な使用人の雇用又は解雇
- (13) 従たる事務所その他重要な組織の設置・変更及び廃止
- (14) スピリチュアルケア専門職の資格の取得、更新、休止、停止及び剥奪の決定
- (15) スピリチュアルケア師養成プログラムの認定、認定更新及び認定取消の決定
- (16) その他、本法人の事業にかかる重要事項並びに総会において理事会に委任された事項

(決議)

第8条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の採決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は理事会の議決に理事として加わることはできない。
- 3 代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認めない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 前項の電磁的方法とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録する方法とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）施行規程第89条に定めるものとする。

(理事長及び副理事長の選定)

第10条 定款第14条に定める代議員総会での理事選任決議後の最初の理事会において選定する理事長及び副理事長は、出席する理事による選挙により決定する。

- 2 理事長は、出席する理事による無記名投票により、定款第14条に定める代議員総会で選任された理事の中から、出席する理事の過半数の得票を得た者を選定する。
- 3 前項において、過半数の得票を得た者がいないときは、上位の投票を得た者2名による決戦投票を行うものとし、この決戦投票は、過半数の得票を得る者が出るまで繰り返して行う。
- 4 副理事長は、第2項に定める理事のうち、理事長に選定された者を除いた理事の中から、出席する理事の投票で上位2名の得票を得た者を選定する。

(業務執行理事及び事務局長の選定)

第11条 定款第14条に定める代議員総会での理事選任決議後の最初の理事会において選定する業務執行理事及び事務局長は、出席する理事による決議により選定する。

(報告)

第12条 理事長、副理事長、業務担当理事及び事務局長は、毎事業年度毎に4か月を超えない間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを代議員総会および理事会に報告しなければならない。
- 3 理事が取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければ

ならない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとし、理事長及び監事が議事録に記名押印する。

2 理事会の議事録は、法人法施行規則第15条に基づき、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事の請求（法人法第93条第2項）及び理事の招集（同条第3項）並びに監事の請求（同法第101条第2項）及び監事の招集（同条第3項）によって理事会が招集された場合はその旨
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 取引及び利益相反取引に関する理事説明（法人法第92条第2項）、理事の不正行為に関する監事の報告（法人法第100条）及び監事の意見（法人法第101条第1項）があるときは、その概要
- (6) 出席した理事の氏名
- (7) 出席した監事の氏名

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1. 本規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。